

第 9 5 号議案

中野区組織条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

組織の編成を改める必要がある。

中野区組織条例

中野区組織条例（昭和40年中野区条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、同項に規定する内部組織の設置及びその分掌する事務について定めるものとする。

（部の設置）

第2条 区長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

企画部

総務部

区民部

子ども教育部

地域支えあい推進部

健康福祉部

環境部

都市基盤部

まちづくり推進部

（部の分掌事務）

第3条 前条に規定する部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 企画部

ア 政策及び計画に関すること。

イ 平和、人権及び男女共同参画の推進に関すること。

ウ 財政に関すること（他の部に属するものを除く。）。

エ 広聴及び広報に関すること。

オ 評価及び改善に関すること。

- カ 債権管理に関すること。
- キ 情報政策及び情報システムに関すること。
- ク 部の人事及び組織に関すること。

(2) 総務部

- ア 区政運営の進行管理に関すること。
- イ 議会に関すること。
- ウ 人事及び組織に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- エ 施設の整備及び保全に関すること。
- オ 経理に関すること。
- カ 危機管理、防災及び都市安全に関すること。
- キ 部の予算に関すること。
- ク 他の部に属しないこと。

(3) 区民部

- ア 区民相談に関すること。
- イ 消費生活に関すること。
- ウ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- エ 区税に関すること。
- オ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- カ 産業及び観光に関すること。
- キ 文化に関すること。
- ク 国際化に関すること。
- ケ 部の予算、人事及び組織に関すること。

(4) 子ども教育部

- ア 子育て教育支援に関すること（地域支えあい推進部に属するものを除く。）。
- イ 保育及び幼児施設サービスに関すること。
- ウ 部の予算、人事及び組織に関すること。

(5) 地域支えあい推進部

- ア 地域活動の推進に関する事。
- イ 地域子育て支援に関する事。
- ウ 地域保健福祉に関する事。
- エ 介護保険に関する事。
- オ 高齢者支援に関する事。
- カ すこやか福祉センターに関する事。
- キ 部の予算、人事及び組織に関する事。

(6) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関する事（地域支えあい推進部に属するものを除く。）。
- イ スポーツに関する事。
- ウ 福祉事務所及び保健所に関する事。
- エ 保健衛生に関する事（地域支えあい推進部に属するものを除く。）。
- オ 部の予算、人事及び組織に関する事。

(7) 環境部

- ア 環境及び地球温暖化対策に関する事。
- イ 清掃及びリサイクルに関する事。
- ウ 部の予算、人事及び組織に関する事。

(8) 都市基盤部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 土木に関する事（まちづくり推進部に属するものを除く。）。
- ウ 公園及び緑化推進に関する事（まちづくり推進部に属するものを除く。）。
- エ 建築に関する事。
- オ 住宅に関する事。

カ 部の予算、人事及び組織に関すること。

(9) まちづくり推進部

ア 地域まちづくりに関すること。

イ 西武新宿線沿線まちづくりに関すること。

ウ 中野駅周辺まちづくりに関すること。

エ 部の予算、人事及び組織に関すること。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。